

2024年10月28日

オーナー各位

東急住宅リース株式会社

家電リサイクル法対応開始に伴う料金徴収のご案内

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

この度、賃貸物件の家庭用エアコン等電化製品の適正な処分方法について『家電リサイクル法』に則り対応をするよう国土交通省(経済産業省及び環境省)より通知がございました。

当社はこの通知に基づき、以下のとおり対応します。

当社に賃貸管理を委託していただいている建物のオーナー様には、2024年11月1日以降のお見積り取得分より、電化製品処分の際に一定の費用をご負担いただくこととなりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 家電リサイクル法とは

一般家庭や事務所から排出された家電製品(①家庭用エアコン、②テレビ、③冷蔵庫・冷凍庫、④洗濯機・衣類乾燥機。以下、家電4品目)から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。

この法律では、家電4品目について、「小売業者」による引取り及び「製造業者等」によるリサイクルが義務付けられ、「排出者」には、家電4品目を廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなどをそれぞれの役割分担として定めています。

今回、排出者がオーナー様となり、小売業者が当社となります。

2. オーナー様へご依頼事項

(1) 下記のリサイクル料金及び収集運搬料金のご負担をお願いします。

※交換費用・設置工事費用等は含まれておりません。

※リサイクル料金は当社から別途請求書をお送りします。

家電製品	オーナー様ご負担(税込み)	
	リサイクル料金	収集運搬料金
エアコン	製造業者別の家電品目で異なります。各製造業者、または、一般財団法人 家電製品協会	9,900円
ブラウン管式、液晶・プラズマ式、有機EL式(16型以上)		9,900円
冷蔵庫・冷凍庫(171ℓ以上)	家電リサイクル券センターのホームページなどでご確認ください。	11,000円
洗濯機・衣類乾燥機		11,000円

※家電製品協会 家電リサイクル券センター 再商品化等料金一覧(家電リサイクル料金)

https://www.rkc.aeha.or.jp/recycle_price_compact.html

※収集運搬料金は「小売業者」である当社が設定したもので、家電の種類やエリアに関わらず一律料金です。

(2)リサイクル券の受領

リサイクル券(5枚綴り)のうち、「排出者控え」をオーナー様に郵送しますので、受領および保管の程よろしくお願ひします。

(3)オーナー様ご指定業者で工事を実施される場合

当社提携の工事業者による旧家電の収集運搬及びリサイクルセンターへの持ち込みはお断りさせていただきます。

当社(小売業者)は、「廃棄物収集運搬業の資格」を有した工事業者と「業務委託契約」を交わした上で収集運搬の委託をしなければならず、かつ、家電の引取りから引き渡しまでを管理する必要があります。そのため当社は、業務委託契約を締結していないオーナー様ご指定業者で工事を実施した際の工事費用の立替払いは対応いたしかねます。オーナー様ご指定業者で工事を実施する場合、リサイクル料金及び収集運搬料金はオーナー様ご指定業者に直接費用をお支払いただきますようお願いいたします。

3. 家電リサイクル法における当社の義務

- (1)家電リサイクル券の管理
- (2)提携業者の収集運搬資格の確認
- (3)廃棄物の引き取りとリサイクルセンターへの運搬(有資格の提携業者へ委託)
- (4)リサイクルセンターへリサイクル料金支払い
- (5)リサイクル券のオーナー様交付及び当社控えの保管

以上